

○松山衛生事務組合職員の育児休業等に関する条例

制 定 平成 4 年 3 月 27 日条例第 2 号

改 正 令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合職員の育児休業等に関しては、松山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年松山市条例第 3 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。